

令和5年4月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 公費支援の取扱いについて（本年5月8日以降の対応等に関して）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が発出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1. 5類感染症への移行後の公費支援の取扱い

<検査の自己負担に係る公費支援>

5月8日以降は公費支援を終了します。

<外来医療費の自己負担に係る公費支援>

5月8日以降は、9月末までの措置として、以下に示す新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費のみが公費対象となります。

※当該薬剤を処方（薬局での調剤を含む。）する際の手技料等は対象外

【対象となる治療薬】

経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、
点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、
「エバシエルド」に限る。

<入院医療費の自己負担に係る公費支援>

5月8日以降は、9月末までの措置として、新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費及び薬剤費を除いた上での高額療養費制度に係る自己負担限度額の軽減分（2万円程度）のみが公費対象となります。

なお、公費支援については経過的に以下のとおり取扱います。

①5月7日までに当該感染症治療のため入院する場合

⇒入院期間が5月31日までの間は従前どおり、全額公費支援※。

ただし、6月1日以降も引き続いて入院する場合、6月以降の医療費は②と同様の取扱いとなる。

※4月分の医療費と5月分の医療費については請求手続きが異なります。詳細は次ページをご確認ください。

※感染症法に基づき保健所が行う入院勧告及び公費負担決定の対象期間は4月30日をもって終了となりますが、5月1日以降もコロナ患者として入院を継続される場合は全額公費支援対象となります。

②5月8日以降に当該感染症治療のため入院する場合

⇒高額療養費制度の自己負担限度額を原則2万円（所得により変動あり。詳細は下記大阪府ホームページの「新型コロナウイルス感染症患者の医療費公費負担について」をご確認ください。）公費により軽減。また、新型コロナウイルス感染症の治療薬の薬剤費について全額公費支援対象となる。

なお、治療薬に係る公費支援は〈外来医療費の自己負担に係る公費支援〉に記載している内容と同様。

※高額療養費に関する問合せは、患者が加入する医療保険者へお願いします。

2. 5類感染症へ移行後の公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号について

① 5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の治療薬の全額公費支援について、診療報酬請求時に必要な公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号は、以下のとおりです。

○公費負担者番号：28270809

○公費負担医療の受給者番号：9999996（共通の7桁）

② 5月8日以降、新型コロナウイルス感染症により入院した患者に係る医療費の一部公費支援について、診療報酬請求時に必要な公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号は、以下のとおりです。

○公費負担者番号：28270700

○公費負担医療の受給者番号：9999996（共通の7桁）

ただし、5月1日から7日の間に当該感染症のため入院（4月以前から引き続き入院した場合も含む。）した場合、5月31日までの間の公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号は、以下のとおりです。

○公費負担者番号：現行どおり、府・保健所設置市ごとに割り振られた番号※

※4月中に入院した患者の場合は、公費負担決定通知書に記載（引き続き5月において入院する場合も5月末までは同様の番号）

5月1日から7日に入院した患者の場合は、医療機関所在地に応じた番号

○公費負担医療の受給者番号：9999996（共通の7桁）

●大阪府ホームページ

（検索エンジンで「大阪府 新型コロナウイルス感染症患者の医療費公費負担について」でもアプローチ可能）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/coronairyouhi-5rui.html>

●大阪府通知に関する問い合わせ先

健康医療部保健医療室感染症対策企画課検査グループ

TEL：06-4397-3204



・新型コロナウイルス感染症全般に関すること
大阪府医師会・地域医療1課 06-6763-7012
・診療報酬に関すること
大阪府医師会・保険医療課 06-6763-7001